

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書

那覇市長 宛

私たちは、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとし、家族として、ここにパートナーシップ・ファミリーシップ登録を届出します。

なお、届出に当たり裏面の事項を確認しました。

年 月 日

氏名 .....  
( 年 月 日生)

氏名 .....  
( 年 月 日生)

住所 .....

住所 .....

<ファミリーシップ登録>

氏名 .....  
( 年 月 日生)

氏名 .....  
( 年 月 日生)

氏名 .....  
( 年 月 日生)

氏名 .....  
( 年 月 日生)

氏名 .....  
( 年 月 日生)

氏名 .....  
( 年 月 日生)

第2号様式（第4条関係）裏面

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の届出をしようとする方は、下記の事項をよく読み、了解のうえ届出を行ってください。

■ 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録について

那覇市は、性の多様性が人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップ及びその家族の関係もまた尊重されるべきものとして、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ登録を行います。ただし、このパートナーシップ・ファミリーシップ登録によって、何らかの法律上の効果（相続、税金の控除など）が生じることはありません。

■ 届出について

届出書は、パートナーのお二人がそれぞれ直筆でお願いします。届出するには、事前に電話で予約のうえ、お二人そろってお越しください。くわしい手続きの方法は、那覇市ホームページ掲載の「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録 利用の手引き」をご覧ください。届出及び来所に際して、秘密が守られるのか等、不安なことがあれば、お気軽にご相談ください。

■ 注意事項について

- 1 登録が完了し、登録証明書及び登録証明カードの交付を受けた場合には、「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱」の趣旨に従って使用してください。
- 2 登録者は、届出内容に変更があったときは、市長に必ず届け出てください。
- 3 以下のいずれかに該当する場合は、登録証明書、登録証明カード及び事実証明書を市長へ返還してください。ただし、登録者の一方が死亡したときは除きます。
  - (1) パートナーシップを解消したとき。
  - (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき。
  - (3) 一方の転入予定で登録したが、転入した事実を確認できる書類を期間内に提出しなかったとき。
  - (4) 第3条第4号又は第5号の要件に該当しなくなったとき。
- 4 以下のいずれかに該当することが判明した場合は、市長はこのパートナーシップ・ファミリーシップ登録を抹消します。
  - (1) 第11条各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 登録者の一方が死亡したとき。
  - (3) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ・ファミリーシップ登録を受けたとき。
  - (4) 登録証明書、登録証明カード又は事実証明書を不正に利用したとき。

事務処理欄 -----

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
本人確認書類	免許証・パスポート・マイナンバーカード 健康保険証・在留カード その他( ) ※写真のない書類の場合は、2点以上確認のこと	免許証・パスポート・マイナンバーカード 健康保険証・在留カード その他( ) ※写真のない書類の場合は、2点以上確認のこと
ヒアリング	<input type="checkbox"/> 説明 / <input type="checkbox"/> 署名	<input type="checkbox"/> 説明 / <input type="checkbox"/> 署名
受付票	<input type="checkbox"/> 受付印の押印 / <input type="checkbox"/> 期限の記載(双方転入予定のとき) / <input type="checkbox"/> 交付	

確認者